

国民健康保険の資格確認書または資格情報のお知らせを送付します

☎国保年金医療給付課
☎0869-22-1790
☎国税務課
☎0869-22-1114

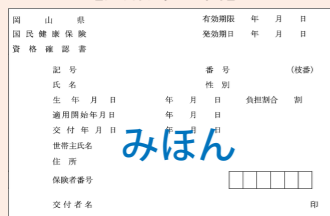
現在お持ちの国民健康保険の資格確認書などの有効期限は、**令和8年7月31日**です。健康保険利用登録をしたマイナンバーカード（マイナ保険証）を持っている人には「資格情報のお知らせ」を、マイナ保険証を持っていない人には「資格確認書」を世帯主宛てに郵送しますので、令和8年8月1日からは切り替えてご利用ください。

対象者によって届くものが異なります

●マイナ保険証を持っていない人

これまでどおり、手続きなしで新しい資格確認書が届きます。

【資格確認書】

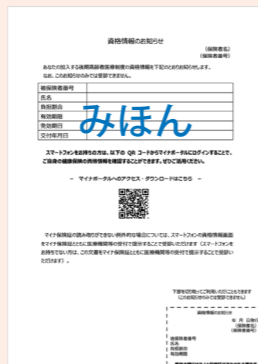


新しい資格確認書はだいたい色です。病院や薬局では、この**資格確認書**を提示してください。

●マイナ保険証を持っている人

資格情報のお知らせ（A4サイズ・白色）が届きます。

【資格情報のお知らせ】



病院や薬局では、**マイナ保険証を提示してください。**マイナ保険証の読み取りができない場合は、マイナ保険証と資格情報のお知らせを併せて提示してください。

郵送方法

- 7月中旬から普通郵便で順次発送します。8月1日を過ぎても届かない場合は、国保年金医療給付課までご連絡ください。
- 「資格情報のお知らせ」と「資格確認書」は別送です。同じ世帯主宛てにそれぞれ届く場合があります。

70歳以上の人の自己負担割合

医療機関などの窓口で支払う自己負担割合は、前年度の所得によって2割または3割に決定されます。なお、世帯内の国民健康保険加入者の増減または申告により前年度の所得に変更があった場合、自己負担割合が変わることがあります。

令和8年度の国民健康保険税納税通知書を発送します

納税通知書は7月中旬に発送します。国民健康保険は、皆さんの納める保険税などを財源として運営しています。期限内の納税にご理解とご協力をお願いします。

令和8年度の国民健康保険税率など

地方税法の改正に伴い、瀬戸内市の国民健康保険税条例が改正されました。また、令和8年度から新たに「子ども・子育て支援金分」の徴収が開始されます。

区分	所得割	均等割	18歳以上均等割	平等割	賦課限度額
医療分	算定基礎額×8.96%	26,856円		22,596円	67万円
後期高齢者支援金分	算定基礎額×2.91%	9,910円		7,515円	26万円
介護納付金分	算定基礎額×2.70%	10,814円		7,153円	17万円
子ども・子育て支援金分	算定基礎額×0.29%	966円	46円	1,010円	3万円

※算定基礎額とは、所得割の計算のもとになる所得金額のことで、総所得金額などから市民税の基礎控除（上限43万円）を控除した金額です。

後期高齢者医療資格確認書または資格情報のお知らせを送付します

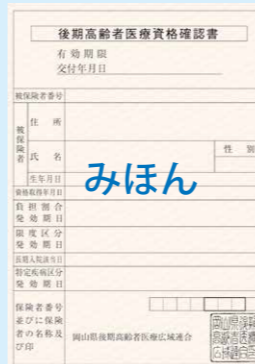
☎国保年金医療給付課
☎0869-22-3958
☎岡山県後期高齢者医療広域連合
☎086-245-0090
☎国税務課
☎0869-22-1114

現在お持ちの資格確認書の有効期限は、**令和8年7月31日**です。7月下旬に、新しい「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」のいずれかを送付します。

対象者によって届くものが異なります

- 85歳以上の人全員
- 84歳以下で、マイナ保険証を利用しない人
これまでどおり、手続きなしで新しい資格確認書が届きます。

【資格確認書】



新しい資格確認書はクリーム色です。病院や薬局では、この**資格確認書**を提示してください。

- 84歳以下で、マイナ保険証を普段から利用する人
資格情報のお知らせ（A4サイズ・白色）が届きます。

【資格情報のお知らせ】



病院や薬局では、**マイナ保険証を提示してください。**マイナ保険証の読み取りができない場合は、マイナ保険証と資格情報のお知らせを併せて提示してください。

負担割合について（資格確認書・資格情報のお知らせ 両方に共通するご案内）

医療機関などの窓口で支払う一部負担金の割合は、所得区分に応じて決まります。所得区分は前年（令和7年中）の所得により毎年判定するため、割合が変更になる場合があります。

所得区分	自己負担割合
現役並み所得者	3割
一般Ⅱ	2割
一般Ⅰ・低所得者Ⅱ・低所得者Ⅰ	1割

後期高齢者医療保険料が決定しました

岡山県後期高齢者医療広域連合において保険料率などが見直されました。令和8年度保険料額決定通知書を7月下旬に送付しますので、保険料額と納付方法をご確認ください。納付書で納付する場合は、納入通知書（納付書）を送付します。

令和8年度の保険料率

令和8年度から子ども・子育て支援金制度が始まり、保険料は医療給付の財源とする保険料（医療分）と子ども・子育て支援金（子ども分）の合計額になります。

令和8年度・医療分		令和8年度・子ども分（新設）	
均等割額	60,100円	均等割額	1,400円
所得割率	10.88%	所得割率	0.25%
賦課限度額	85万円	賦課限度額	2.1万円

保険料（年額）の算出方法は決定通知書の裏面または市ホームページをご確認ください。

市ホームページはこちら▶



均等割額軽減の基準の変更

世帯の所得水準に応じて保険料の均等割額が軽減されます。

令和8年度	
軽減割合	世帯主およびその世帯の被保険者の総所得金額等の合計額が下記の金額以下の世帯
7割軽減（※）	基礎控除額（43万円）＋（給与所得者等の数－1）×10万円
5割軽減	基礎控除額（43万円）＋（給与所得者等の数－1）×10万円＋310,000円×（被保険者数）
2割軽減	基礎控除額（43万円）＋（給与所得者等の数－1）×10万円＋570,000円×（被保険者数）

※令和8年度の医療分の均等割額は7.2割軽減されます。